

中小企業・事業者の皆様

# 最低賃金引上げ前に至急ご確認を

～以下の3つの支援策を是非ご利用ください！～

令和3年10月8日(金)より沖縄県最低賃金が「時間額820円」に引き上がります！！

## 1. 業務改善助成金

中小・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するものです！

- ① 対象事業場：「事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**30円以内**」、「事業場規模**100人以下**」の2つの要件を満たす事業場（助成率：費用の「**8割～9割**」）
- ① 年度内に**2回**まで申請ができます！  
⇒ 例：最低賃金額の引上げ前（現行792円）と引上げ後（10月8日より820円）に申請する等の方法があります。
- ③ 最大**600万円**の助成が受けられます！
- ④ 設備投資の範囲として生産性向上に資する**自動車やパソコン等**も補助対象となります！
- ⑤ **交付申請期限は令和4年1月31日**まで（予算がなくなり次第終了）！
- ⑥ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！  
⇒<コールセンター> 8:30～17:15（平日のみ）  
【電話番号】**03-6388-6155**

⇒<厚生労働省HP>

業務改善助成金

検索

沖縄労働局のホームページ



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienigyoyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienigyoyou/03.html)

## 2. 雇用調整助成金の特例措置等

- ① 雇用調整助成金等について、**11月末**までは感染が拡大している地域・特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、**助成率は最大10割**を確保する予定！
- ② 業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を**令和3年7月16日**以降に一定額以上引き上げる場合、**10月から12月までの間、休業規模要件を問わずに**助成金を支給します！
- ③ 申請方法等、詳しくはコールセンター又はHPまで！  
⇒<コールセンター> 9:00～21:00（年中無休）  
【電話番号】**0120-60-3999**

⇒<HP>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/page1\\_07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page1_07.html)



## 3. 中小企業等事業再構築促進事業

- ① **新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等に対して、**最大8,000万円の補助金**が出ます！
- ② **特に最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上いれば、補助率が引き上げられ、補助金が受けやすくなります！**
- ③ 第3回公募の申請受付は**8月30日**から開始しており、締切りは**9月21日（火）**です。（さらに2回程度の公募を予定）
- ④ 詳しくはコールセンター又は補助金事務局HPまで。  
⇒コールセンター 9:00～18:00（日祝日を除く）  
〈ナビダイヤル〉**0570-012-088** 〈IP電話用〉**03-4216-4080**  
⇒<補助金事務局HP>

<https://ijgyou-saikouchiku.go.jp/>

【経済産業省/中小企業庁】

